

# 働くママ

## 産前休業・産後休業

**産前休業** 出産予定日の6週間前から(双子以上は14週間前)請求すれば取得できます。

**産後休業** 出産日の翌日から8週間は就業することができません。(産後6週間を経過後に本人が請求し、医師が支障がないことを認めた業務には就業できます。)

問 雇用先

## 出産手当金

産前・産後休業の期間中、健康保険から1日につき原則として賃金の3分の2相当額が支給されます。

問 自身が加入している協会けんぽ・健康保険組合等

※休業している間にも会社から給与が支払われ、出産手当金よりも多い額が支払われている場合には、出産手当金は支給されません。

## 失業給付の受給期間延長の手続き

雇用保険受給資格のある方が、離職後1年の基本手当受給期間内に、妊娠・出産・育児(3歳未満に限る)などの理由で働くことができない状態が30日以上続いた場合は、ハローワークに受給期間延長申請手続きをしていただくと4年以内(本来の受給期間1年+働くことができない期間最長3年間)まで延長することができます。

問 ハローワーク松山 ☎917-8609



## 育児休業制度

1歳に満たない子を養育する従業員は、男女問わず希望する期間、子どもを養育するために休業することができます。

※休業期間は雇用先によって異なる場合があるため、詳しくは雇用先にお問い合わせください。

問 雇用先

※(パパ休暇)育児休業は1人の子に対して1回の休業が原則ですが、男性は子どもの出生後8週間以内に育休をはじめ、かつ終了した場合は、再び育休を取得することができます。

## パパ・ママ育休プラス

父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に父母それぞれ1年間で育児休業を取得できます。(ただし、出産した母の場合は出産日、産後休業期間と育児休業期間を合わせて1年間)

問 雇用先

## 育児休業給付金

1歳未満の子(保育所に入れられないなどの事情があれば最長2歳に達する日の前日まで)を養育するために育児休業を取得した等の一定要件を満たした雇用保険被保険者が対象です。

問 ハローワーク松山 ☎917-8609

## 社会保険料

産前・産後休業中、育児休業中は健康保険・厚生年金保険料は、会社から年金事務所又は健康保険組合に申出をすることによって本人負担分、会社負担分共に免除されます。

問 年金事務所、健康保険組合、厚生年金基金

## 雇用保険料

産前・産後休業中、育児休業中に会社から給与が支払われていなければ、雇用保険料の負担はありません。

問 雇用先

